

農地中間管理事業の推進に関する法律第26条第1項に基づく農業者等の協議結果の公表について

令和3年2月22日

長与町長 吉田 慎一

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

佐敷川内地域（佐敷川内集落）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年 2月15日

3. 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	27.39 h a
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	27.39 h a
③ 地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	13.81 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.11 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 h a
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 h a

4. 対象地区の課題

- ・65才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が、佐敷川内地域では3.11 h a となっており、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積が0 h a のため、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・農業者の高齢化が進み、後継者が不足しており、耕作放棄地が増加している。また、みかん収穫時の人手も不足しており、労力不足で作業が遅れ、出荷に支障が生じている。
- ・急傾斜地で整備困難な農地が多く、現状では大型機械が入らない所もあるため、生産効率を上げることが困難。
- ・最低賃金や資材の高騰に対し、みかんは低価格であるため、収益性が下がっている。
- ・耕作放棄地の増加に伴い、有害鳥獣被害や害虫被害が増加している。
- ・温暖化の影響により、夏季にみかんの日焼けや冬季にみかんの腐敗が増加している。
- ・国庫事業で設置した有害鳥獣の侵入防止柵が劣化している。
- ・みかん用の水源が不足している。

5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・佐敷川内地域の農地利用は、農地中間管理機構を活用して中心経営体に集約を図り、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

6. 今後の地域の中心となる経営体（中心経営体）の状況

○経営体数

〔 個人 9 経営体 〕

○農地の集積面積

21.14ha（区域内の農地面積27.39ha、集積率77.2%）

7. 方針を実現するために必要な取組に関する方針

(1) 農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、岡郷で120筆、144,461㎡となっている。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への貸し付けを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

(3) ブランド化への取組方針

基幹作物であるみかんの優良品種への改植や透湿性被覆資材の活用によりブランド率を高め、高付加価値化を図る。また、温暖化に対応した品種の導入についても検討する。

(4) 基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、利用条件の悪い圃場については小規模な基盤整備や園地内農道の整備を進め、作業効率の向上・省力化を図る。

(5) 新規・特産化作物の導入方針

みかん以外に、収益性の高い作物などの栽培も検討し、多角的な経営を目指す。

(6) 鳥獣被害防止対策の取組方針

侵入防止柵の集落点検やイノシシの隠れ場所をなくすための草刈り、放置果樹の防止等に取り組む。

(7) 労働力確保の取組方針

担い手確保のため、定年帰農者の活用を推進していく。また、集落営農の可能性について検討する。